

令和8年度 京都市北部山間地域の地域資源を活かした 体験コンテンツ実施体制構築等業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 京都市北部山間地域の地域資源を活かした体験コンテンツ実施体制構築等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務目的

本市の北部山間地域は、西日本では数少ない高層湿原「八丁平」や樹高日本一を誇る「花脊の三本杉」等の豊かな自然が現存することに加え、森林とともに育まれた歴史・文化が息づく魅力的な地域であり、奥深い京都の魅力を体感したいと考える人々が高い関心を寄せる一方で、その魅力を体験できるコンテンツ及びターゲットへの的確な情報発信が不足している。

このため、桂川や安曇川の源流域となる当該地域の新たな価値の創造に向けて、広く京都市内を訪れる旅行者のうち、主にラグジュアリー層をターゲットに、地域が主体となって、多様な地域資源や令和9年秋に指定を目指す京都一周トレイルの6番目の新たなコース（仮称「花背・鯖街道コース」）を活かした高付加価値で特別感のある体験コンテンツを継続的に実施できるよう体験コンテンツの磨き上げ、人材育成及び実施体制の構築等を行う。

4 業務内容

以下の(1)～(4)の業務を行う。なお、業務の遂行にあたっては、本市職員との十分な協議のうえを進めること。

(1) 地域資源を活かした多様な体験コンテンツの検討・磨き上げ及び人材育成

ア 体験コンテンツの検討・磨き上げ

主に京都市内を訪れる訪日外国人のうち、ラグジュアリー層をターゲットとし、地域資源を活かした複数の体験コンテンツを来訪者の希望に合わせてカスタマイズし、半日から1日のオーダーメイドの体験プログラム（パッケージツアー）として提供することを想定している。（※本業務では、「体験コンテンツ」を組み合わせたものを「体験プログラム」と定義している。）

本業務では、体験プログラムのオーダーメイドにあたり、材料となる体験コンテンツを検討するとともに、特別感のあるものとして来訪者に提案できるよう、高付加価値等の磨き上げを行う。

提供可能な体験コンテンツについては、以下「体験コンテンツ分類表」に記載のテーマごとに検討することとし、来訪者の好みや所要時間等のニーズに応じてカスタマイズができるよう、1テーマの中には、組替えができる要素として複数コンテンツを含む

ものとする。

なお、体験コンテンツ分類表に記載のテーマ以外にターゲットが関心を寄せるものがあれば、追加することも可能とする。

<体験コンテンツ分類表>

| 区分 | テーマ |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 自然体験 | トレッキング、サイクリング、自然観察、森林浴、環境保全 |
| 文化体験 | 古民家、薪割り、釣り、炭焼き、摘草料理、トチ餅、クロモジ茶、ジビエ、狩猟、林業、修験道、祭事、陶芸、木工、わら細工 |

磨き上げに当たっては、次の事項を踏まえたうえで、テーマごとに、以下の「磨き上げ項目」について、内容を整理すること。

- ・検討・磨き上げを行う体験コンテンツは、3テーマ以上とする。
- ・ラグジュアリー層である来訪者へ提案することを念頭に、単なる体験ではなく、そのテーマの背景・意味・ストーリーを含め、他地域では体験できない特別感のある内容とすること。
- ・各体験コンテンツは、地域におられる案内人（特定の地域・分野に特化したローカルガイド）が担うことを想定しているため、その確保も検討するとともに、地域が主体となって継続的な実施が可能な内容とすること。
- ・各体験コンテンツ・テーマの案内人が有する知識・経験等を聞き取ったうえで、専門家等の意見を踏まえ、ターゲットが関心を寄せる内容となるよう高付加価値化等を工夫すること
- ・テーマのうち、「トレッキング」は必須で検討すること。

その際、新たな京都一周トレイルコース（案）、八丁平、鯖街道、峰床山、花背の伏条台杉、花背の三本杉、峰定寺などの地域資源を活かしたコンテンツとし、令和7年度事業で実施したモニターツアーの参加者意見や課題を十分に踏まえて磨き上げを行うこと。

- ・継続的に実施可能な内容の検討にあたっては、以下の観点に留意すること。
 - ・来訪者が局所的または一時的に集中し、地域生活に悪影響を及ぼさないこと。
 - ・来訪者の地域文化等への理解を深め、四季を通じての訪問を促すこと。
 - ・地域の新たな収入や雇用に繋がる等、地域の継続的な存続・発展につながること。

また、案内人候補者への取り次ぎ、現場での調整等は本市職員も伴走パートナーとして関与する。

<磨き上げ項目>

- ① 魅力・ストーリー（300字程度）
- ② 提供可能な具体的な体験内容
〔例：「釣り」を事例にした場合、単に釣りを体験だけでなく、釣りの歴史と地域の暮らし、漁具の素材や作り方、魚の保存食の作り方、魚の生態と地域環境、釣りの技法、ポイントの見極め方などを題材に、利用者のニーズに応じて多様な体験コンテンツを提供できることとなる。〕
- ③ 所要時間（最短～最長）
- ④ 必要な物品
- ⑤ コンテンツを担う案内人
- ⑥ 概算経費（実施時だけでなく、準備経費や案内人の負担なども考慮し、継続実施に必要な経費）
- ⑦ コンテンツの柔軟性（参加人数の多少、参加者レベルの違い、天候・季節による対応の柔軟性など）
- ⑧ 配慮事項等（実施時期や時間が限定される場合や、安全面やマナー面で配慮すべき事項など）
- ⑨ その他

イ 人材育成

コンテンツを担う案内人は、主に地域人材とし、プロのガイドではなく、自身の経験や知識を日本語で語る役割を担う。

そのために、必要最低限の基本的な接遇やホスピタリティ意識の醸成に加え、経験や知識の言語化のスキルアップを図ることを目的とした研修を（1）アで磨き上げた体験コンテンツを担う案内人を対象に実施すること。

（2）体験プログラム実施体制構築及び試行実施

ア 体験プログラムの実施体制構築（図「体験プログラム実施体制イメージ」参照）

（1）アで磨き上げた高付加価値で特別感のある体験コンテンツを組み合わせた体験プログラム（パッケージツアー）の実施にむけて、本市と協議のうえ、下図のような実施可能な体制を検討し、提案すること。

なお、検討に当たっては、以下の要件を満たすスルーガイド*や旅行会社等と連携のうえ、継続的かつ適切に遂行できる体制とすること。

※旅行の出発から最終目的地まで、全行程に同行して案内するガイド

<スルーガイドや旅行会社の要件>

- ・英語による通訳が可能なこと。
- ・ラグジュアリー層に対するガイド経験を有していること。
- ・本市北部山間地域について、一定の知識を有していること。

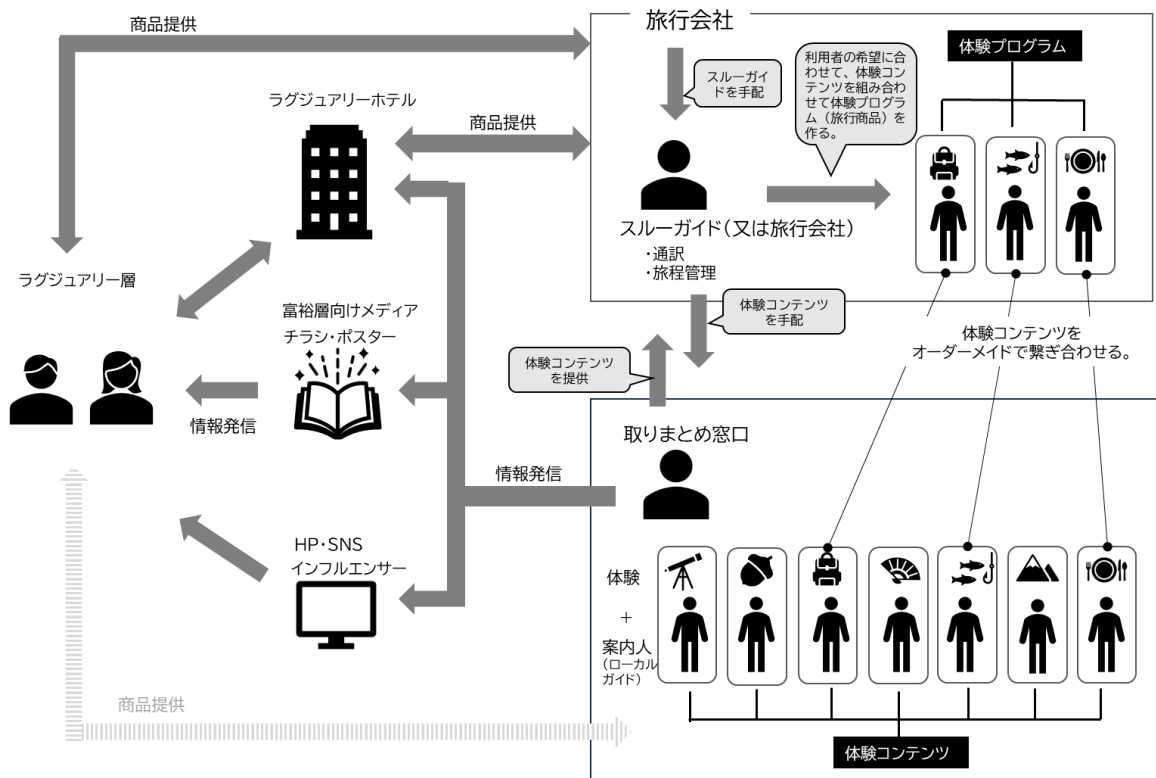


図 体験プログラム実施体制イメージ

イ 試行実施

複数の在日外国人を来訪者に見立て、(2)アで構築した体制のもとで(1)アで磨き上げた体験コンテンツを組み合わせた体験プログラム(パッケージツアー)を試行実施する。

なお、組み合わせる体験コンテンツに「トレッキング」は必ず含めることとする。

また、試行実施に必要な経費(想定例:スルーガイド等への謝礼、ハイヤー借上げ費用、保険代など)は本事業に含めること。

(3) 情報発信及びプロモーション

ア ホームページ作成

(1)で磨き上げた体験コンテンツや案内人の紹介等について取りまとめたホームページについて、来訪者となるラグジュアリー層への提案ツールとすることも見据えて作成すること。内容は、日本語及び英語に対応したものとし、特別感が伝わるようなホームページデザインとすること。

なお、作成したページの公開・運営は、業務実施後に(2)アで構築した「取りまとめ窓口」が行うものとする。

イ プロモーション

(1)で磨き上げた体験コンテンツや体験プログラムの認知度の向上に向けて、次に掲げる中から1つ以上選択して、効果的な手法を企画のうえ、実施すること。

- ①訴求力の高いプロモーション映像の制作
- ②SNSの活用などデジタルでの情報発信

- ③インフルエンサー等を活用した情報発信
- ④富裕層向けメディア記事による情報発信

(4) 独自提案事項について

(1)～(3)以外に、委託業務全体の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。

5 提出書類

(1) 事業開始時

受託者は、契約締結後速やかに次のア～イに示す資料を提出すること。

- ア 業務着手届
- イ 業務スケジュール

(2) 事業完了時

受託者は、業務完了後速やかに次のア～ウに示す資料を提出すること。

- ア 業務完了届
- イ 「4 業務内容」に係る実績報告書
- ウ その他市長が必要とする書類

※電子データ1部（CD-R）と紙媒体1部（A4サイズ）を提出すること。

※電子データについては、本市に提出する前に必ずウイルス対策を行い、CD-Rのラベルに、次の項目を記載すること。

- ① 使用したウイルス対策ソフト名
- ② ウィルス定義年月日
- ③ チェック年月日を記載すること

6 留意事項

- (1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法・京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (6) 本市は、(5)の承認をするときは、条件を付すことができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市が定めるものとする。
- (8) 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。